

9.11 交通安全

9.11.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.11-1 に示すとおりである。

表 9.11-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②交通量等の状況 ③道路及び交通安全施設等の状況 ④アクセス経路の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥規制等の状況 ⑦公共での移動に関する法令等の基準	選手村の整備に伴う交通安全の変化が考えられることから、会場エリア及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とした。

(3) 調査方法

1) 公共交通機関の状況

「東京都鉄道路線図」（東京都）、「みんくるガイド」（平成 26 年 4 月 東京都交通局）等の既存資料を用いて整理した。

2) 交通量等の状況

調査は、「9.8 交通渋滞 9.8.1 現況調査 (3)調査方法 1) 交通量等の状況」（p.145 参照）と同様とし、既存資料及び現地調査によった。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

4) アクセス経路の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

5) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 5 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

6) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

調査は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の法令等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 公共交通機関の状況

ア. 鉄道

会場エリア周辺の鉄道の状況は、「9.10 公共交通へのアクセシビリティ 9.10.1 現況調査(4) 調査結果 1) 公共交通機関の状況」(p.158 参照)に示したとおりである。

会場エリアの最寄りの鉄道は、ゆりかもめ及び都営大江戸線となっている。

会場エリアの最寄り駅における平成24年度の乗車人数は、280～15,478千人(日平均では767～42,405人)となっている。

イ. バス路線

会場エリア周辺のバス路線の状況は、「9.10 公共交通へのアクセシビリティ 9.10.1 現況調査 (4) 調査結果 1) 公共交通機関の状況」(p.160 参照)に示したとおりである。

会場エリア周辺では、四谷駅や錦糸町駅等を起点とし、都道を中心に都営バス及びコミュニティバス路線が整備されている。

ウ. 船舶

会場エリア内に位置する晴海客船ターミナルは、不定期に船舶が停泊することがあるが、定期フェリー等の発着はされていない。

2) 交通量等の状況

交通量等の状況は、「9.9 交通渋滞 9.9.1 現況調査 (4) 調査結果 1) 交通量等の状況」(p.150 参照)に示したとおりである。現地調査による、都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線(晴海通り又は有明通り)における平日の交通量は、14,457～36,807台/日、大型車混入率は19.4～31.2%、休日の交通量は、9,576～30,055台/日、大型車混入率は8.4～16.3%である。また、その他の地点における平日の交通量は1,138～3,930台/日、大型車混入率は22.6～39.9%、休日の交通量は782～2,512台/日、大型車混入率は4.6～23.2%である。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

道路及び交通安全施設等の状況は、「9.10 公共交通へのアクセシビリティ 9.10.1 現況調査(4) 調査結果 2) アクセス経路の状況」(p.162 参照)に示したとおりである。

最寄りの鉄道駅から会場エリアまでの歩行者経路のほとんどは、マウントアップとガードレール等の安全施設との組合せにより、車道と分離されている。

4) アクセス経路の状況

アクセス経路の歩道幅員は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に基づく幅員2m以上の歩道として整備されている。

5) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 土壌 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p. 40 参照) に示したとおりである。

会場エリア内は、屋外利用地・仮設建物、公園・運動場等、官公庁施設、倉庫運輸関係施設、未利用地等となっている。会場エリアの北側は、集合住宅、供給処理施設、倉庫運輸関係施設、事務所建築物及び未利用地等となっており、東側は、屋外利用地・仮設建物及び未利用地等となっている。

また、工事用車両の走行ルート及び会場エリア周辺の教育施設や福祉施設等の位置関係は、表 9.11-2 及び図 9.11-1 に示すとおりである。工事用車両の走行ルート沿道には、月島第二小学校、月島第三小学校、かちどき西保育園等の教育施設や福祉施設が存在する。また、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）の一部区間は、標識設置道路となっている。

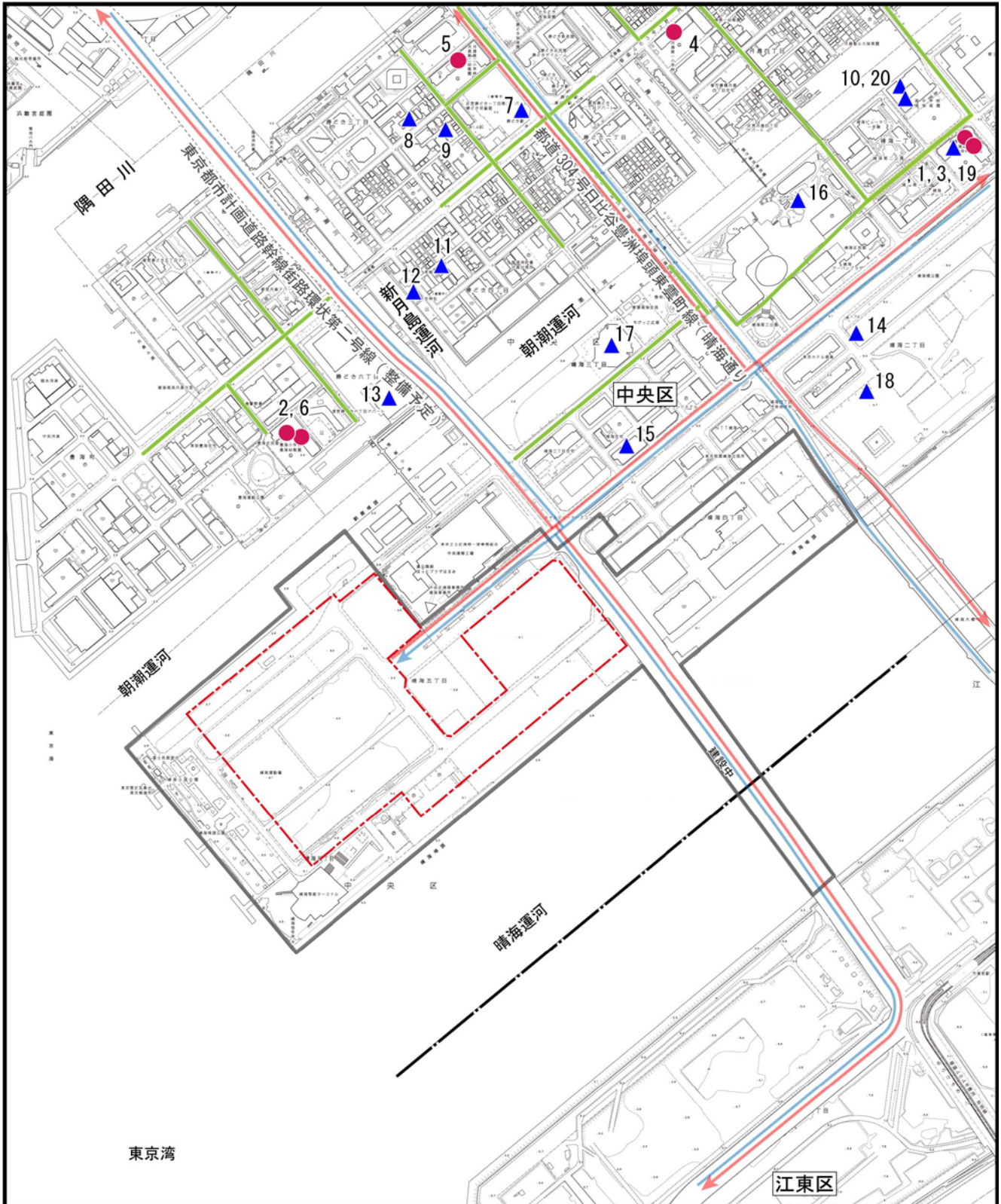
表 9.11-2 計画地周辺の主な公共施設（教育・福祉）

区分		番号	施設名	住所	
教育施設	幼稚園	1	晴海幼稚園	晴海 1-4-1	
		2	豊海幼稚園	勝どき 6-6-2	
	小学校	3	月島第三小学校	晴海 1-4-1	
		4	月島第一小学校	月島 4-15-1	
		5	月島第二小学校	勝どき 1-12-2	
		6	豊海小学校	勝どき 6-6-2	
福祉施設	保育園、児童施設	7	かちどき西保育園	勝どき 1-8-1	
		8	まなびの森保育園勝どき	勝どき 3-3-7	
		9	ほっぺるランド勝どき	勝どき 3-4-4	
		10	晴海保育園	晴海 1-5-15	
		11	キッズプラザアスク勝どき保育園	勝どき 4-8-14	
		12	さわやか保育園・勝どき 6 丁目分園	勝どき 4-13-8	
		13	さわやか保育園・勝どき 6 丁目	勝どき 6-3-1	
		14	ポピンズナーサリースクール晴海	晴海 2-1-10	
		15	キッズプラザアスク晴海 3 丁目保育園	晴海 3-10-1	
		16	キッズプラザアスク晴海保育園	晴海 1-8-16	
		17	小学館アカデミーベイシティ晴海保育園	晴海 3-6-8	
		18	晴海こども園	晴海 2-4-3	
		高齢者福祉施設、障害者福祉施設	19	月島社会教育会館分館”アートはるみ”福祉センターふれあい作業所	晴海 1-4-1
			20	マイホームはるみ	晴海 1-5-1

出典：「中央区ホームページ」（平成27年10月15日参照）

<http://www.city.chuo.lg.jp/index.html>

<http://mappage.jp/dtl/infolist.php?KanriNo=13102S160002&mode=md>



凡例

- 計画地
- 会場エリア
- 教育施設 (1 ~ 6)
- ▲ 福祉施設 (7 ~ 20)
- 集中車両ルート
- 発生車両ルート
- ▲ 標識設置道路(学校、幼稚園、保育所等あり)及び通学路

注) 豊海小学校及び豊海幼稚園は現在豊海運動公園が位置する豊海町三番地に改築予定である。



Scale 1:10,000



図 9.11-1
計画地周辺の主要公共施設
(教育・施設)

6) 規制等の状況

規制等の状況は、「9.9 交通渋滞 9.9.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 規制等の状況」(p.153 参照) に示したとおりである。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

公共での移動に係る法令等については、表 9.11-3 に示すとおりである。

表 9.11-3 交通安全に係る法律等

法令・条例等	責務等
道路交通法 (昭和 35 年法律 第 105 号)	(目的) 第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。 (通行区分) 第十七条 車両は、歩道又は路側帯(以下この条において「歩道等」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。
道路構造令 (昭和 45 年政令 第 320 号)	(この政令の趣旨) 第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準(都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法(以下「法」という。)第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。)並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。)を定めるに当たつて参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。 第十一条 第四種の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 第三種の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

9.11.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、2020年東京大会の実施に伴う、会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制などで交通安全に変化が生じると思われる期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、公共交通機関から会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車道線分離の状況から推定する方法とした。

(5) 予測結果

最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、工事用車両が走行してもこれらの状況は維持されるものと予測する。

9.11.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映しなかった措置

- ・ 工事用車両の走行に際しては、規制速度を順守し、安全走行に努める。
- ・ 計画地周囲の歩道等を占有する工事を行う場合には、交通整理員の配置等を計画する。
- ・ 計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。
- ・ 計画地周辺には、教育施設や福祉施設が存在するほか、工事用車両の走行ルートの一部は標識設置道路となっていることから、工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等を行うことがないように、運転者への指導を徹底する。
- ・ 通勤・通学時間帯の歩行者が多くなる時間帯には、極力工事用車両の走行を控える。

9.11.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、歩車動線分離の現況とした。

(2) 評価の結果

最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものとする。

以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標を満足するものとする。

